

地域生活定着支援センターの効果的な運営のために

平成20年度厚生労働省社会福祉推進事業としてモデル的に「長崎県地域生活定着支援センター」を立ち上げた結果、定着支援センターの効果的な運営に必要な次のような課題点が浮き彫りになりました。

サービス利用事業所へ引き継ぐ間の支援体制

事例2のケースの様に、刑期終了日と受け入れ施設とに「間（タイムラグ）」が生じ、一時的な居住場所の確保という問題が出てきました。またその確保にあたっては多くの労力を割くことも明らかになりました。満期釈放する受刑者への支援においては、出所後すぐの居住先の確保は直近の問題となります。

シェルター機能の整備にあたっては、民間の社会資源の開拓と共に、連携を組む司法の社会資源である更生保護施設や「自立更生促進センター」の活用、又は地域生活定着支援センター自身が一時的な機能を有することも含め検討が必要かと考えます。

サービス利用事業所へ引き継ぐ間の一時的なシェルター機能を更生保護施設又は地域生活定着支援センターが担うことの検討。



各都道府県の地域生活定着支援センター間での連携

現在は、地域生活定着支援センターが長崎県でモデル的に試行されているに過ぎず、帰住先の選定、市町村との調整等すべて動かなければならず負担が大きくなります。やはり、その地域の福祉についてはその地域に詳しい地域生活定着支援センターが動くことによって、より多くの人を福祉サービスにつなげることが可能になると思われれます。他県の福祉の状況がなかなかつかめない中、援護の実施市町村とのやりとりだけでは、確実な情報を得ることは難しいのが現状です。

他県に帰住する人の調整については、その県の地域生活定着支援センターに動いてもらうことでもっとスムーズに行くと思います。そのためには、全国で一斉に地域生活定着支援センターが開設されることが望まれます。また、その際に「どの段階から定期連絡会議（合同支援会議）に加わるのか」「いつ対象者を引き継ぐのか」という地域生活定着支援センター間の連携の整理も大きな課題となります。

都道府県をまたがる支援における役割の整理



地域生活定着支援センターの公的な位置づけの確立

地域生活定着支援センターの対象者は一度罪を償った人達です。福祉施設の利用が「第2の矯正施設化」につながってはけません。「再犯防止」という側面からでなく、犯罪に至った「劣悪な環境」を解消し、「自己実現」を叶える生活支援が基本となります。

地域生活定着支援センターはサービス利用施設への橋渡しと共に、処遇プログラムに対して受け入れ施設への助言・指導や処遇プログラムを支援する役割を担います。各都道府県で地域生活定着支援センターが運営を開始するにあたって、中立公正であることを徹底させることが重要になります。

地域生活定着支援センターと受け入れ法人の分離
入所施設利用者の基準の確立



- 
参考資料-3
 都道府県における地域生活定着支援センター設置（指定）に関する留意点及び要望等について p22
- 
参考資料-4
 福祉の支援を必要とする矯正施設等の退所者が入所施設を利用する場合の留意点 p23